

令和 7 年 4 月 9 日 7FC1 第 15-1 号 制定

(最終改正 令和 7 年 8 月 28 日)

第 1 趣旨

信州の森林づくり事業実施要領（昭和 55 年 3 月 3 日 54 営林第 405 号）の要領別紙 6 林地残材等有効活用支援事業第 4 第 3 項の規定に基づき、長野県林業コンサルタント協会が交付する補助金の手続等を定めます。

第 2 用語の定義

この規程で使用する用語の定義は次のとおりです。

1 林地残材

民有林における主伐、間伐及び森林病虫害被害材の伐採により施行地に残された枝条等で、竹材も含まれます。具体的には枝条、根本材（たんころ）、曲がりや細い材等で通常は未利用となる木質資源です。

2 木質バイオマス施設等

県内にある木質バイオマス発電施設、チップ加工施設、薪・炭製造施設です。ただし、エンドユーザーが県外にあるチップ製造施設は含まれません。

第 3 事業内容等

1 事業内容

(1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の集積

(2) 林地残材の搬出

主伐、間伐及び森林病虫害被害材の伐採により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の中間土場までの搬出等（積込、運搬、仕分け）

(3) 枝条圧縮等作業

木質バイオマス施設等まで 30 km 以上運搬する場合に、運搬効率化のために行う枝条圧縮作業

2 補助対象事業者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者、林業事業体、その他長野県林業コンサルタント協会理事長（以下「理事長」という。）が認める者です。

3 1 の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前計画書（様式第 1 号）を作成し、理事長に提出してください。

4 理事長は、前項 3 で提出された事前計画書の内容を確認し、申請者へ確認結果（採用又は不採用）を通知します。

5 3 の事前計画書から事業量に増減が生じる場合は、変更計画書（様式第 2 号）を理事長に提

出してください。

- 6 理事長は、前項 5 で提出された変更計画書の内容を確認し、やむを得ない場合は、申請者へ同意を通知します。

第 4 事業実施基準

1 実施基準

- (1) 補助対象は同一施行地において、対象年度の 4 月 1 日以降に最終納材を行った現場とします。ただし、令和 7 年度事業については、信州の森林づくり事業実施要領（昭和 55 年 3 月 3 日 54 営林第 405 号）第 2 に規定された予定調書に記載されている箇所であれば、最終の納材が令和 7 年 4 月 1 日以前の現場も含むことができます。
- (2) 事業規模は、林地残材等の活用量が 10 t 以上です。
- (3) 全ての樹種が補助の対象となります。
- (4) 申請者と木質バイオマス施設等との間で 5 年間以上の林地残材等の安定供給取引に関する協定（様式第 3 号）の締結が必要となります。
- (5) 林地残材の集積については、次の施行地は補助の対象となりません。
 - ① 長野県の信州の森林づくり事業で補助申請をした特殊地拵え及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）等の施行地
 - ② 国、県又は市町村等により林地残材等の利活用支援を受ける施行地
- (6) 林地残材を集積する期間は、主伐後から地拵え実施前とし、主伐と同時に行う場合も補助の対象となります。

なお、地拵え以降に実施する場合は、原則補助の対象とはなりません。
- (7) 林地残材の搬出については、木質バイオマス施設等への出荷量（t）が補助対象となります。
- (8) 林地残材の主な搬出対象は枝条等です。搬出量の概ね過半が枝条等となる必要があります。
- (9) 松くい虫等の被害材の搬出にあたっては、長野県のアカマツ林施業指針を遵守してください。

2 補助の対象としている経費

- (1) 通常の施業では、搬出されず放置していた枝条等を搬出するため、現場内で集積するフォワーダーや架線等に係る経費
- (2) 現場に集積された枝条等（主伐、間伐等と一体に行う竹林を含む）の中間土場への運に係る経費及び木質バイオマス施設等へ供給するために必要な中間土場での仕分け作業に係る経費
- (3) 中間土場等で枝条等の圧縮作業（チップ化含む）などに係る経費

第 5 補助金の計算等

補助金額は、事業内容ごとに次の方法により算出した額（以下、「定額」という。）になります。

なお、事業量は、施行地ごと木質バイオマス施設等へ供給した搬出量の合計を整数以下で切り捨てた数量となります。

- (1) 林地残材の集積

事業単位ごとの搬出量の合計に 1,700 円/t を乗じた額が補助金額の定額となります。

(2) 林地残材の搬出

事業単位ごとの搬出量の合計に 1,300 円/t を乗じた額が補助金額の定額となります

(3) 林地残材の運搬効率化

事業単位ごとの搬出量の合計に 500 円/t を乗じた額が補助金額の定額となります

第6 補助金交付申請

申請者は事業終了後速やかに、理事長へ補助金交付申請（様式第4号）と関係書類（様式第5号、第6号、第7号）を添付し提出してください。

なお、個々の施行地で申請することができます。

第7 補助金の交付

1 事業調査

理事長は、補助金交付申請書の提出があったものについて、調査員を指定し、速やかに事業調査を行います。

2 調査調書の作成

調査員は、調査結果を理事長に復命するとともに、適当と認めた箇所については調査調書（様式第8号）を作成します。

3 補助金の算出

理事長は、調査調書に基づき補助金額を算出し、補助金交付明細書（様式第9号）を作成します。

4 補助金額の確定

理事長は、第6の3に基づき補助金の額の確定を行い、申請者に通知（様式第10号）します。

第8 補助金の請求

申請者は、第6の4の確定通知に基づき補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を理事長に提出します。

第9 その他

- 1 林地残材の活用は現場ごとに種々取り組みが異なることもあることから、現場作業の効率化を推進していくため、実行経費や取り組み事例の調査等、申請者は今後の林地残材の活用の推進に協力していただくことになります。
- 2 この事業は、長野県の補助事業を活用していますので、長野県の補助金等交付規則（昭和34年3月23日長野県規則第9号。）、信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年3月31日26森推第861号林務部長通知。）、信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月31日54営林第405号林務部長通知。）及びその他関係通知を遵守していただくこととなります。
- 3 補助金の返還等につきましては、長野県の補助金等交付規則の第4章「補助金等の返還等」の規定を準用いたします。

付則 この規程は、令和7年度林地残材等有効活用支援事業から対象となります。